

2024年5月29日  
株式会社中央経済社

『IPO 実務検定試験公式テキスト〈第7版〉』  
(日本 IPO 実務検定協会 [編])  
お詫びと訂正のお知らせ

本書において、下記のとおり誤りがございました。読者の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、本書をご利用くださいますようお願い申し上げます。

【第1刷をお持ちの方】

| 頁  | 訂正箇所                            | 誤  | 正   |
|----|---------------------------------|--|---|
| 27 | 下から4行目                          | マザーズ上場会社もある  | マザーズ上場会社 <u>(当時)</u> もある                                  |
| 39 | 下から7行目                          | 会社法 332 条 <u>4</u> 項 3 号                                   | 会社法 332 条 <u>7</u> 項 3 号                                  |
| 42 | 「名古屋証券取引所」の表                    |  | (「売上高」の行を削除)  |
| 43 | 「札幌証券取引所」の表中「アンビシャス市場」の「利益の額」の行 | <u>高い成長性</u>   | <u>収益の向上</u>  |
| 47 | 表中「上場審査基準等の特徴」の列の下側の項目          | ① 「企業の継続性及び収益性」を実質基準の対象から除外している(アンビシャスは「 <u>企業の収益性</u> 」)。 | ① 「企業の継続性及び収益性」を実質基準の対象から除外している(アンビシャスは「 <u>収益の向上</u> 」)。 |
|    | 表中「上場審査基準等の特徴」の列の下側の項目          | ③ <u>グロースは「事業計画の合理性」、ネクストは「企業の成長性」をそれぞれ要件としている。</u>        | ③ <u>グロース、ネクストは「事業計画の合理性」を要件としている。</u>                    |
|    | 下から2行                           | ネクスト市場では、「企業の成長性」に   | また、札幌証券アンビシャス市場の実質基準                                      |

|     |                |  |  |
|-----|----------------|--|--|
|     | 目              | 関し、「高い成長の可能性を有していること」を要件に定めている。また、アンビシャス市場の実質基準には、「企業の収益性」が含まれており、具体的には「安定的な収益基盤を有していること」と定められている。 | では、直前事業年度の営業利益が負の場合、上場後、収益の向上が期待できる旨及びその理由を記載した書面を主幹事証券会社が提出することとされている。  |
| 63  | 13行目           | a <u>上場のための形式基準は、上場会社の形式的な資格を意味することから、既上場会社の上場廃止基準と同じである。</u>                                      | a <u>上場のための形式基準に含まれている数値の基準は、あくまで参考値にすぎないことから、おおむね満たしていれば上場できる。</u>  |
| 64  | 15行目           | × <u>上場時の形式基準（41 ページ以降）と上場廃止基準（61 ページ以降）は別ものであり、異なる内容である。</u>                                      | × <u>形式基準の数値は最低限充足すべき基準であり、一つでも充足していないものがあれば上場できない。</u>  |
| 79  | 下から 5 行目       | 会社法 <u>186</u> 条 <u>3</u> 項  | 会社法 <u>183</u> 条 <u>2</u> 項  |
| 85  | 下から 2 行目       | 会社法 331 条 <u>4</u> 項   | 会社法 331 条 <u>5</u> 項   |
| 97  | 下から 7 行目       | 同条 <u>2</u> 項  | 同条 <u>3</u> 項  |
| 138 | 下から 8 行目       | 取得を行う場合  | 取得の <u>勧誘</u> を行う場合  |
| 142 | 図表VI-4 の下 5 行目 | <u>6</u> ヶ月以内  | <u>3</u> ヶ月以内  |
| 145 | 15 行目          | 多数の者から「少額」（募集総額 1 億円未満、1 人当たり投資額 50 万円以下）の資金を集める仕組みを指し、金商法上では「電子募集取扱業務」として新たに導入された。                | 多数の者から「少額」（募集総額 1 億円未満、 <u>特定投資家を除き</u> 1 人当たり投資額 50 万円以下）の資金を集める仕組みを指し、金商法上では「電子募集取扱業務」として新たに導入された。 <u>なお、発行可能総額の算定にあたり、従来は、投資型クラウドファンディングの他に私募による資金調達も合わせて発行総額を算定していたが、法改正により、投資型クラウドファンディングのみで発行総額の算定が可能となった。</u> |
| 152 | 演習問題<br>問題 2   | <u>問題 2</u> （上級）<br>X1 年 1 月 1 日現在、有価証券…   | （制度改正（少人数私募の取得勧誘対象者数の通算期間が 6 ヶ月から 3 ヶ月に短縮）に伴い、実務上のリスク（有価証  |
| 153 | 演習問題解          | <u>問題 2</u>  |  |

|     |              |  |  |
|-----|--------------|--|--|
|     | 答・解説<br>問題 2 | 上場準備会社であっても、第三者…   | 券届出書の提出(届出)が必要になるリスク)が減ったことから、問題そのものを削除)   |
| 184 | 表の下 5 行<br>目 | <u>(11)</u> 品種登録   | <u>(11)</u> 品種登録<br><br>(編集部注:上級レベル試験の試験分野であるため、項番号は白抜き数字)   |
| 468 | 15 行目        | <u>繰延税金資産及び繰延税金負債は、原則としてこれらに関連した資産・負債の分類に基づいて、流動項目と固定項目に分けて表示する。</u> | <u>繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は双方を相殺して表示するが、異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺せずに表示する。</u> |
| 483 | 7 行目         | <u>2021 年 3 月期から上場企業に適用される。</u>                                      | <u>上場企業の有価証券報告書に添付される監査報告書において 2021 年 3 月期より強制適用されている。</u>   |
| 546 | 下から 11<br>行目 | 過去 <u>6</u> ヶ月間  | 過去 <u>3</u> ヶ月間  |
| 594 | 下から 4 行<br>目 | 第 3 編上場準備実務 第 IV 章第 2 節第 3 項「資金管理」及び第 5 項「内部通報制度」                    | 第 3 編上場準備実務 第 IV 章第 2 節第 3 項「資金管理」及び第 5 項「内部通報制度」、 <u>第 VII 章第 3 節「市場の変更」</u>  |

### 【第 2 刷～第 4 刷をお持ちの方】

| 頁   | 訂正箇所         | 誤   | 正  |
|-----|--------------|---|--|
| 39  | 下から 7 行<br>目 | 会社法 332 条 <u>4</u> 項 3 号                  | 会社法 332 条 <u>7</u> 項 3 号                   |
| 79  | 下から 5 行<br>目 | 会社法 <u>186</u> 条 <u>3</u> 項               | 会社法 <u>183</u> 条 <u>2</u> 項                |
| 85  | 下から 2 行<br>目 | 会社法 331 条 <u>4</u> 項                      | 会社法 331 条 <u>5</u> 項                       |
| 97  | 下から 7 行<br>目 | 同条 <u>2</u> 項                             | 同条 <u>3</u> 項                              |
| 138 | 下から 8 行<br>目 | 取得を行う場合                                   | 取得の <u>勧誘</u> を行う場合                        |
| 468 | 15 行目        | <u>繰延税金資産及び繰延税金負債は、原則としてこれらに関連した資産・負債</u> | <u>繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の</u> |

|     |           |                                    |   |
|-----|-----------|------------------------------------|---|
|     |           | <u>の分類に基づいて、流動項目と固定項目に分けて表示する。</u> | <u>区分に表示する。同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は双方を相殺して表示するが、異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺せずに表示する。</u> |
| 546 | 下から 11 行目 | 過去 <u>6</u> ヶ月間                    | 過去 <u>3</u> ヶ月間   |

**【第 5 刷・第 6 刷をお持ちの方】**

| 頁   | 訂正箇所     | 誤       | 正                   |
|-----|----------|---------|---------------------|
| 138 | 下から 8 行目 | 取得を行う場合 | 取得の <u>勧誘</u> を行う場合 |

以上